

【知財探偵の事件簿】[ファイル8] 知的財産高等裁判所令和7年3月12日判決：ぼんちゃん事件



知財探偵の^{みちか}深知花だ。商標法4条1項6号が商標登録できないと規定する国などを表す標章であって「著名」な標章に当たるか否かが争われた事件を紹介しよう。

助手の^{はった}発太です。今回の事件の鍵はその規定の趣旨と、そこで規定されている「著名」とは具体的にどの程度の範囲で知られていることを言うのかですね、先生。



中川特許事務所・弁理士
中川浄宗

1. 事件のあらすじ

原告Xは「書籍」などを指定商品とする「ぼんちゃん」の文字のみからなる商標（X商標）につき商標登録出願を行いました。拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求しました。しかしながら、特許庁は、X商標は群馬県館林市が観光事業に使用している著名なマスコットキャラクター（本件キャラ）である「ぼんちゃん」を認識させるものであるため、商標法4条1項6号に該当するとして、Xによる審判の請求は成り立たない旨の審決（本件審決）を行いました。そこで、Xが本件審決の取消しを求めて提訴したのが本件です。

本件キャラは、東京都などで開催された4件のイベントへ参加していますが、他の多数のマスコットキャラクターと一緒に参加しています。また、本件キャラや「ぼんちゃん」は、平成22年1月から令和5年までの13年余の間に90本弱の新聞記事に掲載されていますが、これらはいずれも群馬県の地方紙や全国紙の掲載されたものです。

さらに、本件キャラのSNS公式アカウントのフォロワー数は、Xが3,186でInstagramが1,931です。そして、本件キャラは、他のキャラクターと一緒に出演したお茶のCMが約1ヶ月間放送されたこと、「ゆるキャラグランプリ2015」で総合33位を獲得したこと、全国向けの旅行誌に3cm四方の紹介記事が掲載されたことがあります。



2. 裁判所の判断

裁判所は以下のように述べて、Xの請求を認容しました。

■事件の鍵1について

「商標法4条1項6号……の趣旨は、同号に掲げる団体の公益性に鑑み、その権威、信用を尊重するとともに、出所の混同を防いで取引者、需要者の利益を保護することにあると解される。このような趣旨に照らすと、同号にいう『著名なもの』というために、必ずしも、日本全国において広く知られていることを要するものとまでは解されない。すなわち、同号に掲げる団体や事業の地域性を考慮して、著名性の認定に当たり、地理的範囲を限定して考慮する余地があるといえる。

他方、同号に掲げる団体や事業を表示する標章は極めて多数にわたるために、同号は、対象となる標章を『著名なもの』と限定しているのであって、商標法上の他の規定……と完全に整合的に解すべき必要まではないが、少なくとも『著名』の字義に反するような解釈をすることは相当でない。このことは、著名性の地理的範囲についても同様であって、公益事業等を示す標章として特定の地域でのみ知られている標章と同一又は類似する商標の登録を禁止するとなると、本来であれば一般的に認められるべきはずの、商標権を取得して全国的に当該商標を使用する権利を過度に制約することになりかねない。

以上によると、商標法4条1項6号にいう『著名なもの』というためには、同号に掲げる団体や事業の地域性に照らし、必ずしも日本全国にわたって広く認識されている必要はないが、なお相応の規模の地理的範囲において広く認識されていることを要するものと解するのが相当である

■事件の鍵2について

「事件のあらすじ」を総合すると、本件キャラ及びその愛称である『ぼんちゃん』は、館林市民にはなじみの

あるキャラクターとして広く認識されていると認められ得るものの、館林市外への露出は散発的かつ限定的であり、群馬県の総人口約197万人に対して館林市の人口が8万人弱にとどまること……からしても、群馬県及びその周辺において広く認識されていると認めるには至らない。

そうすると、『ぼんちゃん』は、館林市及び館林市観光協会による観光振興事業の地域性を考慮しても、相応の規模の地理的範囲において広く認識されているということはできないから、商標法4条1項6号にいう『著名なもの』に当たらない」

3. 解決編

■事件の鍵1について

国などを表す標章（マーク）はその権威を象徴するものであり、このマークが付いている商品は安心であるといった業務上の信用が蓄積されていることもあります。もし、一個人や一企業といった私人がそのようなマークについて商標権を取得してしまうと、国などの権威を傷付けたり、国などが提供する商品であると勘違い（出所の混同）したりするおそれがあります。

一方、国などを表すマークであっても、全く知られていないものは、権威の象徴足り得ませんし、業務上の信用も蓄積されていません。また、国などを表すマークはたくさんありますから、それらをすべて商標登録しないとすれば、私たちが商標を選択する余地が狭まってしまいます。

そこで商標法4条1項6号は国などを表すマークであって「著名」なものは商標登録しないと規定しているのです。そして、本判決はこれを相当の広さの地域で知られていることを言うとして解釈しています。

■事件の鍵2について

本判決は、本件キャラと「ぼんちゃん」は、群馬県館林市内において広く知られているものの、各種イベントへの参加実績とその態様、新聞雑誌記事への掲載回数とその態様、CMへの出演とその態様、各種SNSのフォロワー数などから、同市外への露出は散発的・限定的であって、群馬県およびその周辺では広く知られていないとして、観光振興事業に用いられるマークという地域性を考慮しても、著名名ではないと判断しています。

非営利公益事業を表すマークであっても、このような狭い地域で知られているにすぎない場合は、商標登録を認めないことで保護される公益よりも、一私人に商標登録を認めることで保護される私益が優先されるのです。



著名性を判断するための要素としてSNSのフォロワー数を挙げているのは現代的ですね。反対に国などを表す標章で著名性が認められたものには何がありますか？

知的財産高等裁判所の平成29年6月14日の判決では「JIS」が該当すると判断しているね。わが事務所も「ぼんちゃん」に負けないよう著名にならないとな！

